

## 農地中間管理事業・特例事業(農地売買等事業)に係る手数料徴収要領

### (目的)

第1条 この要領は、一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という。）が一般社団法人岐阜県農畜産公社農地中間管理機構特例事業規程に基づき行う農地中間管理事業特例事業の農地売買等事業（以下、「農地売買等事業」という。）において徴収する手数料に関して必要な事項を定める。

### (手数料徴収の基本的な考え)

第2条 岐阜県農業の持続的な発展を図るには、効率的・安定的な農業経営が不可欠であり、担い手となる農業経営体への農地の利用集積・集約の推進が喫緊の課題となっていることから、公社は、農地の利用集積・集約の推進を目的に農地売買等事業を実施する。

2 公社は、農地売買等事業を持続的かつ円滑に実施するには、必要な事務経費を安定的に確保することが欠かせないことから手数料を売主、買主の双方から徴収するものとする。

### (対象)

第3条 令和7年4月1日以降に農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という）の認可・公告を受けたものを対象とし、売主（出し手）、買主（受け手）の双方から徴収するものとする。

### (手数料の徴収及び手数料の算出)

第4条 農地売買等事業により農用地等の買入れ、売渡しを行う場合に手数料を徴収する。

2 手数料の金額と算出のための手数料率等は、別表を適用する。

### (徴収の方法及び時期)

第5条 公社が農用地等を買入れる場合に売主（出し手）が負担する手数料は、農用地等の売主（出し手）に対し、買入代金の支払日に売買希望額（売主と買主の合意額）に別表の手数料額を控除して支払うことで徴収する。

2 公社が農用地等を売渡す場合に買主（受け手）が負担する手数料は、農用地等の買主（受け手）に対し、売払代金の支払日に売買希望額（売主と買主の合意額）に別表の手数料額を加算して徴収する。

### (手数料収入の使途)

第6条 手数料収入は、原則、農地売買等事業の実施に必要な事務経費に充当するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるものを除くほか、手数料に関して必要な事項については、公社理事長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和 7年4月1 日 から施行する。

#### 別表

| 区 分                       | 内 容                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公社による<br>買入手数料<br>(売主の負担) | 次の①と②と③を加えた額とする。<br>① 定額部分 1件あたり 30,000円<br>② 変動部分 - 1<br>農振農用地区域内の農地（いわゆる「青地の農地」）<br>1件あたり 売買希望額（売主と買主の合意額）の <u>1%</u> の額<br>③ 変動部分 - 2<br>②と一体的に取り扱う「白地の農地」<br>1件あたり 売買希望額（売主と買主の合意額）の <u>5%</u> の額 |
| 公社による<br>売渡手数料<br>(買主の負担) | 定額部分 1件あたり 30,000円                                                                                                                                                                                    |

注1 手数料に係る消費税及び地方消費税は手数料に含まれる。

注2 上記表に掲げる1件の範囲について、次の条件を満たす場合は、売買申請が複数に分かれる場合であっても売主及び買主ごとに1件として取り扱うことができる。

1) 売主または買主が同一人物であること。

2) 同一の促進計画において権利移転する場合であること。

3) 同一の地方法務局（支局又は出張所の管轄範囲）内にある農用地等であり1件の登記申請により登記手続きできること。

注3 公社を権利者とする所有権移転登記に要する登録免許税は公社が負担する。

注4 買主を権利者とする所有権移転登記に要する登録免許税は買主が実費負担する。

注5 買入手数料の変動部分は筆毎に計算する。

注6 手数料率は5年ごとに見直しをするものとする。